

宮城地方最低賃金審議会議事録

令和3年7月20日(火)午後1時30分
仙台第四合同庁舎共用会議室

出席者

公益代表

工藤委員、熊谷委員、桑原委員、内藤委員、柳井委員

労働者代表

阿部委員、釜石委員、佐野委員、照井委員、新関委員

使用者代表

阿部委員、稲妻委員、大内委員、成田委員

補 佐 ただいまから、第2回宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。
事前に使用者側の佐藤委員より欠席の旨、報告を受けております。
本日の審議会は公開となっております。

コロナ対策として委員おひとりにつき机1つとさせていただきまして、労使の委員は机が2列となっております。ご了承いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。また、お願いなのですが、発言者にはマイクを使用していただきますが、次の方は続けて使用せず2つのマイクを交互にご使用する形で発言をお願いしたいと思っておりますので、発言後に事務局で一旦マイクをお預かりして、次の方に別のマイクをお渡ししながら発言をお願いしたいと思しますのでご協力方よろしくお願いいたします。また、出席者の方全員へのお願いですが、携帯電話の電源をオフにしてくださいかマナーモードへの対応をお願いしたいと思います。

本日の資料の確認をさせていただきたいと思えます。2種類ございまして、本日の会議次第が一番上になっているインデックスが付いている資料と議題(3)関係者からの意見聴取についてという資料の二種類でございます。お手元でございますでしょうか。もし配布されていない場合はお知らせくださいますようお願いいたします。それでは、はじめに委員の皆様の出席状況を御報告いたします。

公益代表委員	<u>5</u>	名
労働者代表委員	<u>5</u>	名
使用者代表委員	<u>4</u>	名

以上 14名の方が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により会議が成立していることを報告いたします。本日は新しく任命されました委員の方がいらっしゃいますので賃金室長からご紹介させていただきます。

賃金室長 それでは、お手元にお配りしております資料番号1の名簿をご覧くださいと思います。公益代表委員の北川委員が一身上の都合によりまして退任されました。公益代表委員として、新しく任命された柳井（やない）委員をご紹介いたします。柳井委員、挨拶の方をお願いします。

柳井委員 みなさんこんにちは。東北学院大学の柳井と申します。今日はじめて参加させていただきますので、よろしく願いいたします。

補佐 それでは、議事の進行につきましては、工藤会長にお願いいたします。

会長 本日は、大変お忙しい中、また、お暑い中、お集まりいただきありがとうございます。本日の審議は、公開といたします。はじめに、議題（1）「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）」を、事務局からお願いいたします。

賃金室長 本年度の地域別最低賃金の目安につきましては、7月16日に中央最低賃金審議会会長から、厚生労働大臣に答申がございました。その答申文の写しを、会議資料の2として、本日お配りしてさせていただきますので、御覧いただきたいと思います。読み上げさせていただきます。

指導官 読み上げます。令和3年7月16日。厚生労働大臣 田村 憲久 殿。中央最低賃金審議会会長藤村 博之。令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）。令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

- 記1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する

- る公益委員見解(別紙1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
 - 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。
特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。
 - 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

賃金室長 それでは次のページを御覧いただきたいと思います。公益委員見解となっているものでございます。私の方からは、公益委員見解を中心に説明させていただきます。大きくは2点ございます。1点目は前段に書いてあります引き上げの目安金額、A、B、C、Dランク、いずれも28円で統一されたということでございます。2点目は公益委員が見解を取りまとめるに当たって勘案し検討した7つの事項、これが示されたことでございます。 から まで2ページから3ページにかけて書かれてございます。それぞれを確認してまいりたいと思います。

賃金改定状況調査結果第4表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラス水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は0.1%となったこと、

消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目GDPは、令和2年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始さ

れるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、

法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られること、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む」方針であること、

雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること、

政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、 から までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0から3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとまでは言えないと考えられること、

地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、

最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること。

私からの説明は、以上とさせていただきます。

会 長 それでは、ただ今の答申文や説明に対する御意見・御質問等がありましたら、お願いいたします。

委 員 （発言なし）

会 長 続きます、議題(2)「令和3年度宮城県最低賃金の審議に臨む労使委員の基本的主張について」です。宮城県最低賃金額の改正審議につきましては、今後、専門部会で審議いただきますが、本日は労働者代表、使用者代表から、最低賃金引上げについての基本的な考え方を、お聴きしたいと思います。それでは、労働者代表委員の基本的な考え方をお聴きしたいと思います。各委員から主張がござります。阿部委員からお願いいたします。

阿部委員 私、阿部の方から労働者側の基本的な態度、並びに主張につきまして申し上げました後に、各委員より補強的意見ということで述べさせていただきたいと思ひます。初めに本審議会に対する基本的な態度になりますが、6月29日に宮城県最低賃金の改正決定について諮問がなされたところであります。

労働局長からは政府の骨太方針や成長戦略、地域間格差を踏まえて早期に全国加重平均1,000円を目指すという点について触れられておりました。審議に当たっては経済や雇用情勢、コロナの感染状況、経済の見通しが検討要素となりますが、宮城県の経済状況は、コロナ禍により厳しい状況にはあるものの一部では持ち直しの動きがみられると発表されておひますし、宮城県の有効求人倍率についても、昨年9月の1.13倍を底に改善傾向で推移しているところであります。また、諮問文の趣旨説明では、宮城県における労働者の賃金状況、生計費、企業の賃金支払能力を考慮することや中央最低賃金審議会で決定した目安額や地域の事情を勘案して、審議をお願いしたいと述べました。労働者側委員といたしましてもこれら受け止めつつ最低賃金法の趣旨に沿って、公労使三者が真摯な話し合いを通じて審議を行っていきたくて考えておひます。それらを踏まえて基本的主張について2点申し上げさせていただきます。

1点目は、底上げ、格差是正についてであります。審議に当たっては、最低賃金法第1条に基づいた議論をするべきでありまして、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ、さらには格差を是認することと同義であります。現在、最低賃金近傍で働く労働者の生活困窮度は深刻さを増しておひます。コロナ禍の影響はリーマンショック時とは異なり、非正規雇用の労働者ほど深刻であります。連合大で実施したアンケートにおいても、「収入が減少し、生活への影響があった」との回答が4割弱を占めておひます。そもそも日本は先進国の中においても最低賃金が低位であり、その中でもここ宮城県におきましてはCランクに位置づけられ、最高額の東京都と比

べれば 188 円もの格差があり、労働者の生活の安定には程遠い水準となっております。今年度連合宮城で実施した春季生活闘争の賃上げ集計では賃上げ率が 2%弱を維持しており、賃金改定状況調査結果の賃金上昇率についてもプラスとなっております。そもそも賃金や労働時間などの労働条件については労使交渉で決めるものであり、労使交渉を通じてそれぞれの職場で法を上回るルールづくりに取り組む。この光景については、労使交渉の機会が保障されている労働者にとっては当たり前ではありますが、現在の労働組合の組織率は 17%程度に留まっております。未組織労働者を含めたすべての労働者のセーフティネットを促進させて、最低賃金法第 1 条にあります「労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」という目的を果たさなければなりません。

2 点目は個人消費の拡大につながる賃上げに向けた環境変化を見極めた審議についてであります。現在におきましてもコロナ禍は予断を許さない状況であり、宮城県においても独自の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用され、今現在も「リバウンド防止対策」が継続されております。昨年度の審議会においては、コロナ禍の影響の不透明感や先行きの見通しができないことなどを理由に「1 円」の引き上げに留まりましたが、コロナ禍が始まって 1 年余りが経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していると考えます。特に昨年度と決定的に異なる部分は「ワクチン接種」であります。ワクチン接種の先行する世界経済を見ましても、接種率が高い国ほど着実に回復基調の道を歩んでおり、国内経済においても「2021 年の政府経済見通し」では、本年度中にはコロナ禍前の GDP 水準を回復することが見込まれております。宮城県の経済状況についても、コロナ禍により厳しい状況にあるものの、一部では持ち直しの動きがみられると発表されております。昨年も主張いたしましたが、その回復の鍵を握るのは内需の大半を占める個人消費であり、その消費喚起の原動力は将来不安の払拭と賃金であることは言うまでもございません。また、中小・零細企業が賃上げがしやすい環境整備についても、「パートナーシップ構築宣言」等の価格転嫁策の強化や業務改善助成金等各種支援策の拡充なども示されております。こうした昨年度とは異なる環境変化をしっかりと見極めて議論をする必要があると考えます。

以上が基本的な主張になりますが、それぞれ各委員より補強的見解という点で生計費、最低賃金格差の縮減、賃金水準、ということ

で 3 点補強的見解を述べさせていただきます。

新関委員　それでは私、新関から 1 点申し上げます。最低賃金の決定に当たり、最賃法第 9 条 2 項の 3 要素の一つである労働者の生計費、労働者が健康で文化的な最低限度の生活保障の観点から申し上げます。

厚生労働省によりますと「全国ひとり親世帯等調査」では日本のひとり親世帯は、2016 年時点の集計で 142 万世帯あり、うち 86% の 123 万世帯が母子世帯、残り 19 万世帯が父子世帯であるとされています。

また日本のひとり親世帯の就業率は高く、母子世帯では 81%、父子世帯では 85%に達しているにも関わらず、母子世帯においては 43.8%がパート・アルバイト等により生計を立てており、年間平均の就労収入はわずか 133 万円であります。これは正規の職員・従業員と比較しても半分以下となっております。併せてひとり親世帯の貧困は「子供の教育格差」にもつながっており、結果としてそれが就業格差にもつながり、貧困の連鎖から抜け出せない状況につながっていると考えます。最賃法第 1 条は「労働者の生活の安定、労働力の質的向上を目指す」としており、日本の未来を担う子供たちが十分な教育の元、将来の勤労の義務を果たせるようなセーフティネットであるべきと考えます。

連合として今年の 5 月、組合員に限らず一般の有期雇用者や短時間で働く 1,000 人を対象にアンケート調査を実施しました。その中でコロナ禍による生活の影響については、「収入が減少し生活への影響があった」との回答が 4 割弱、そしてその対策として 6 割弱が「生活費を切り詰め」、3 割弱が「貯蓄を切り崩している」、そして何とか生活しているという実態が明らかとなっております。またエッセンシャル・ワーカーと呼ばれる労働者は、日々感染の不安や恐怖、お客様対応等の負担とも闘いながら仕事を続けています。どの業種においても最前線を支えているのはパート、契約社員または派遣労働者といった方々です。時給や日給で働く労働者であり、家族的責任を負った生活者であります。そういった思いや実態をしっかりと受け止めるべきです。

最後に連合本部で集計した春季生活闘争の結果では、有期・短時間・契約等労働者の時給は 8 年連続で引き上げられており、このコロナ禍にあっても加重平均で 19.9 円となっております。コロナ禍が広まるなかでも労使の真摯な交渉を経た結果だと認識しております。しかしながら、この結果はあくまで労使交渉によるものであり、こう

した労使の判断を最低賃金の改定に反映させて、未組織の労使交渉のない労働者にも波及すべきと考えております。以上です。

照井委員 続きます。私、照井から最低賃金格差の縮減について申し上げます。宮城県における最低賃金については、この8年間において140円引き上げられ、平成28年からの4年間は3%程度引き上げられてきました。しかし、昨年はコロナ禍の影響を踏まえた結果、1円の引き上げに留まり、東京都の最低賃金1,013円と比べると188円の差があり、依然として地域間格差は是正されておられません。

これまでもこの地域間格差は都市部への労働力流失の一因となっていると指摘してきました。日本の抱える超少子高齢・労働力人口減少という構造的な課題の中、これ以上地域間格差を放置すれば、さらなる労働力の流失につながることは明白であります。さらに言えば今年度閣議決定された内閣府の「骨太の方針」では、柱の中の「日本全体を元気にする活力ある地方づくり、新たな地方創生の展開と分散型国づくり」の中で、最低賃金が言及されており、方向感として「地域間格差にも配慮しながら」という文言が付されております。言い換えれば、東京一局集中是正の観点からも、地域間格差の是正は、もはや喫緊の課題であると考えております。

これまでも主張してまいりましたが、宮城県は首都圏へのアクセスが良好な立地環境から、若者を中心とした人材の流失が懸念されます。それに加え昨年は、東北で宮城県を除く5県が、2円から3円と最低賃金が引き上げられており、首都圏との格差は縮まらない一方で、東北内での格差は縮まっております。

以上のことから労働力流失の歯止め、また、地域活性化への観点も加え、最低賃金格差の縮減を意識した審議が必要であると認識しております。私からは以上となります。

釜石委員 私、釜石から1点申し上げます。最低賃金の決定にあたり、最低賃金法第9条2項3要素の1つ、労働者の賃金、労働の対価としての賃金水準の観点から申し上げます。

日本の最低賃金が抱える課題は、このコロナ禍によってよくなったわけではなく、むしろ最低賃金のセーフティネット機能としての脆弱性が顕在化した今こそ解決を図るべきであります。

超少子高齢化のさらなる進展による人口動態の見通しを踏まえたうえで、国民経済の健全な発展を図るためには、労働生産性を上げる

ことが求められていると認識しています。

労働の質や量など、労働者が担っている役割と責任に見合った形で、賃金水準を上げていくことが公正な競争を促し、国民経済の健全な発展に資するものと考えています。

一方で現在の宮城県最低賃金は 825 円であり、年間 2000 時間働いても年収 165 万円で、ワーキングプアと呼ばれる年収 200 万円に到底及ばない数値にあり、セーフティネットとしての機能が果たしていません。憲法 25 条の生存権や労働基準法第 1 条に照らしても低水準であると言わざるを得ません。

連合は必要性経費を満たす賃金水準としての「リビングウェイジ」を算出しており 2017 年基準ではありますけれど、宮城県の単身者で時給 910 円以上、年収 190 万円以上が無ければ、生活できない水準であると考えております。また連合がこれまでも「誰でも時給 1,000 円以上」という目標を掲げて、今年度の春季生活闘争にも臨んでおり、本年 7 月に連合本部で集計した非正規労働者の平均時給は、単純平均でも 1,023 円を超えております。私からは以上となります。

阿部委員 これらを踏まえまして総括的な部分で最後終わらせていただきます。これまで積み重ねてきました賃上げの流れをとめるべきではございません。その流れを断ち切りましたら、デフレ回帰の動きを惹起しかねません。今回のコロナ禍が、経済に与えた影響を鑑みれば、今後の日本の経済再生下においては、内需の拡大が必要不可欠であります。現在の労働者の消費マインドは大きく落ち込んでおります。労働者が生活不安や雇用不安を抱える中、一丸となってこのコロナ禍を乗り切るためには、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージが必要であり、最低賃金の引上げはまさにそのメッセージになりえます。

また、昨年は目安が示されない中、本審議会として「1 円」という形で結審をしましたが、春季生活闘争の結果等をみればコロナ禍においても 2%弱の賃上げがされており、ますます組織労働者と未組織労働者の格差が広がりました。社会的に非正規雇用労働者の処遇改善が求められていることや、コロナ禍における労働者の努力に報いる審議結果となるよう御審議方よろしく申し上げます。

最後になりますが、今後事務局が準備する資料をベースに、最低賃金法の趣旨に従い、ごく一部ではなく宮城県全体という視点で労使双方から建設的な発言により、宮城県最低賃金の自主性を発揮し

た審議となるようお願いしまして、労働者側委員の基本的主張といたします。

会 長 それでは、次に使用者代表委員から基本的な考え方をお聴きしたいと思います。

成田委員 それでは、使用者側の成田でございます。使用者側の基本的主張を述べさせていただきます。まず、最初に私、成田よりお話をさせていただきまして、その後阿部委員から補足意見をお話しさせていただきます。さらに本日欠席になっておりますが、佐藤委員からも補足意見をいただいておりますので、それについては、最後に私の方から代読をさせていただきたいと思います。

それではまず、県内中小企業・小規模事業者をとりまく状況についてです。新型コロナウイルスによる影響の長期化は、中小企業の経営に極めて深刻な影響を与えています。一部に巣ごもり需要等で、好調な業種・業界が見られる一方、特に「人の移動」に関わる宿泊業や飲食業、交通・運輸業を中心に、依然として回復の見通しがつかず、極めて厳しい業況の企業が多いのが実態です。中小企業庁の中小企業景況調査によりますと、宮城県における本年4～6月期の全産業の業況判断DIはマイナス31.7であり、この1年、同程度の水準で推移しています。さらに、この数字は47都道府県で見ると、下から4番目という低水準になっております。また、全国の数字ではありますが、同じく中小企業景況調査を見ると、特に宿泊業ではマイナス54.3、飲食業ではマイナス50.0となっています。仙台市が6月に実施した事業所アンケートでも、宿泊・飲食業の84.2%が状況悪化を訴えている他、日銀仙台支店による東北の6月短観を見ても、宿泊・飲食業がマイナス72と、大幅なマイナスに沈んだままとなっていることがわかります。また、2021年1～3月期の国内総生産（名目GDP）は5.1%（年率換算）と、こちらも前期から大幅な落ち込みとなっています。これは、緊急事態宣言の再発令が大きく影響しましたが、さらに、この度の東京都での4度目の発令や、4府県でのまん延防止等重点措置の延長等により、先行きの不透明感はさらに増しております。雇用情勢をみても、宮城県の有効求人倍率は、コロナ禍以前は高水準にあったものの、対前年比で低い水準を推移しており、厳しい状況が続いています。このように足下の景況感は極めて厳しく、先が見通せない経済情勢が続いており、「現行水準を維持することが適当」として目安が示されなかった昨年度と比較しても、状況は決して改善して

いません。そのような中、多くの中小企業は、公的融資や雇用調整助成金、各種給付金等の支援策を最大限に活用し、「事業の継続」と「雇用の維持」に必死に取り組んできていることから、倒産件数は低水準で推移していますが、先行きの不透明感から自主廃業、いわゆる「息切れ倒産」に踏み切る事業者の増加も懸念されているところです。県内の感染者も再び増え始めており、首都圏をはじめとした第5波の兆候や変異株への置き換わりなど、一切予断を許さない状況が続いています。ワクチン接種が進み、一刻も早い新型コロナウイルスの感染収束を期待するところですが、仮に今後感染が収束し、「人の移動」に関する制限が緩和されたとしても、国内の経済活動が元のレベルに戻るには、一定の期間を要すると想定されます。

続きまして、このような厳しい状況のもとで行われる、今年度の審議に臨む使用者側の基本認識を申し上げます。

1つ目は、「足下の景況感と中小企業の経営実態を十分に踏まえた金額審議が必要」ということです。ご承知のように、最低賃金は労働者の最低限の賃金を保障するセーフティネットであり、賃金引上げや消費の拡大といった政策を目的としたものではありません。諸外国の実績や、感染症拡大前に引き上げてきた実績を踏まえるのはよろしいのですが、それは中長期的観点から見べきであり、特に今、このコロナ禍という異常事態においては、足元の景況感等に配慮しつつ、中小企業の経営実態を十分に踏まえた金額審議を行うべきものと考えております。そして、通常時であれば、最低賃金法で定められた「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払能力」の3要素を考慮し審議するところ、今年度は、コロナ禍という異常事態における中小企業の窮状を考慮し、「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議すべきと考えます。

2つ目は、「コロナ禍で影響が深刻な業種の経営状況に、しっかりと焦点を当てるべき」ということです。最低賃金に限らず、賃金の引上げは、生産性向上をベースとした持続的な付加価値の増大に伴って適正に実施するものであり、引上げを行うということであれば、中小企業が最低賃金の引上げに対応することのできる環境の整備に向けて、生産性向上に必要なデジタル化や、取引価格の適正化などに対するさらなる支援が必須であります。もちろん、各企業における生産性向上や、事業構造の転換に対する自助努力は必要です。しかし、現在、業績の二極分化が進み、とりわけ中小企業中心の産業構造である東北地域において、宿泊、飲食、交通・運輸等の業種が苦境に陥る中、先ほど申したような政策的支援、さらにその効果も見られないままに、最

低賃金の引上げを行えば、これに耐えられなくなる企業は雇用の確保が難しくなり、賃金を払うどころか倒産や廃業を招きかねません。同時に、それは将来の地方分散の受け皿となり、かつ、サプライチェーンを支える優良企業を失うことになりかねません。こうしたことが足元で起こる可能性があるうちは、最低賃金は抑えるべきです。平均賃上げ率や産業全体の回復度合いなど、企業の平均的・全体的な状況のみに着目するのではなく、特にコロナ禍で影響が深刻な宿泊、飲食、交通・運輸等の業種における経営状況や支払余力に、しっかりと焦点を当てるべきです。加重平均を論ずるのと最低賃金を審議するのは次元が違うものと考えております。

以上の点から、使用者側としては、継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性は否定するものではありませんが、いまだコロナ禍という異常事態であり、「今がその時ではない」と考えています。一社でも多くの中小企業が、従業員とともに、コロナ禍の厳しい経営状況を何とか乗り越えて、その先に「成長と分配の好循環」を生み出していくためにも、今は、官民、労使で力を合わせて、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきです。したがって、今年度は最低賃金を引上げず、「現行水準を維持」すべきであることを主張いたします。

私からは以上ですが、次に阿部委員から補足意見をお願いいたします。

阿部委員 仙台商工会議所の阿部と申します。本日出席の中小企業3団体の委員3名を代表して意見を述べさせていただきます。私共、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会の中小企業3団体におきましては、最低賃金は企業に一律に強制力をもって適用されるものであることから、長引くコロナ禍により、きわめて厳しい経営を強いられている中小・小規模企業が多い今年度につきましては、昨年に引き続き「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先にすべき状況と考え、「現行水準」を維持することを強く主張していただいております。

私共、商工会議所がまとめた「最低賃金引き上げの影響に関する調査、全国の6500社を対象とした結果におきましても、現在の最低賃金の負担感についてお聞きしたところ、「負担になっている」と回答した企業が全体の55%と過半数を超え、業種別では、特にコロナ禍で大きな影響を受けている「宿泊・飲食業」の82%が「負担になっている」と回答しております。

また、最低賃金額を全国一元化すべきとの論調については「反対」

と回答した企業が8割近くになっておりまして、仮に、今年、最低賃金が3%程度の引き上げになった場合の経営の影響につきましては、「影響がある」と回答した企業が64%にも達しております。

一方、雇用関係では「従業員の人員整理を検討・実施している」と回答した企業は7%にとどまっていますが、これは多くの中小企業が先ほど申し上げましたように、雇用調整助成金や各種支援策を活用しながら「事業の存続」と「雇用の維持」に、身を削りギリギリの努力を続けている結果でございます。感染による影響が長期化する中であっては、こうした努力も、いまや限界に達しているのが現状でございます。今後、日を迫うごとに倒産・廃業が増加することは目に見えております。

私共、中小企業3団体としては、こうした先が見通せない経済情勢の中、昭和53年度の日安制度開始以来で最高額となる大幅な引き上げとなったことはきわめて残念であり、到底納得できるものではございません。

中小・小規模事業者の窮状、とりわけ、調査結果でも明らかな困窮している飲食業や宿泊・観光関連業などの現状を鑑み、東日本大震災に並ぶ「100年に一度の危機である」とのこうした認識のもと、あらためて「現行水準」を維持することを主張させていただきます。

成田委員 続きまして、本日欠席をしております佐藤委員から補足意見をいただいておりますので、成田の方から代読をさせていただきます。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により飲食業界の全てが疲弊しています。当社の昨年度の売上は前年比50%となり飲食店も前年比30%から40%という結果でした。さらに今年の1月から6月までを見ても昨年より悪くなっているかもしれません。

雇用調整助成金や協力金で何とかつないでいる店がほとんどで、金融機関から融資を受けたところでは返済が始まり益々厳しい状況が予想されます。多くの飲食店ではアルバイトを雇用しており最低賃金が引上げられれば経営に影響が出ることは間違いなく、それを補うために価格のアップとなり客離れを招きかねません。現在閉店や休店を考えている店も多くそれにより雇用の悪化が予想されます。

ワクチン接種に期待をしておりましたが、変異ウィルスの広がりによりまた感染者が増えている傾向にあり、なかなか思うように客足が戻らないのが実情です。

コロナ禍を乗り切るために今年度は最低賃金を引き上げず現状を維持することを主張します。成田代読。以上使用者側の主張とさせて

いただきます。

会 長 ありがとうございます。ただ今の、労働者代表、使用者代表委員から、それぞれの基本的考え方の説明がありました。御質問、御意見等はございますか。

委 員 (意見・質問等なし)

会 長 他になければ、専門部会でさらに審議を深めていただきたいと思います。

会 長 それでは、議題(3)「最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取」について、事務局から説明願います。

賃金室長 私の方から説明させていただきます。先般開催しました第1回の審議会において、「本年度は、最低賃金法第25条第5項及び第6項に規定されており、関係労働者及び関係使用者からの意見聴取につきましては、第2回の審議会で行う。」ことで委員の皆様から御了承を得ております。

先般、公示いたしましたところ、宮城県医療労働組合連合会 吉田 若葉(よしだ わかば)様、宮城県労働組合総連合事務局長 鎌内 秀穂(かまうち ひでほ)様、から申出がございまして、本日、両名が傍聴席にお見えになってございます。傍聴席で待機されておりますが、お一人ずつ御案内してよろしいでしょうか。

会 長 はい、それでは、早速御意見を聞くこととしたいと思います。案内してください。

賃金室長 それでは、ただ今から最低賃金法第25条第5項に基づく関係者からの意見聴取を行います。

意見陳述の内容を記載した書面は、本日お配りしております「議題(3)「最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取」について」にございますのでご覧いただきたいと思います。

お一人目は、吉田若葉様です。なお、陳述者のテーブルには、本日御出席の委員の皆様のお名前を表示した座席表を用意しております。それでは、会長、よろしく願いいたします。

会 長 それでは、御意見を伺います。最初に、お名前、所属団体等をおっしゃっていただき、その後に御意見を述べてください。
 なお、時間は10分以内でお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

陳 述 者
吉田若葉

宮城県医療労働組合連合会 略称医労連の 吉田 若葉 と申します。宮城地方最低賃金審議会委員の皆様には、労働者の賃金向上のため、日頃より御尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、わたくしども医労連は大学病院、国立病院をはじめとした労災病院 JCHO 病院、公済病院などの公的・公立医療機関、民間病院、介護・福祉施設で働く労働者で作る労働組合です。

医療・介護現場では、看護師はじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数いますが、賃金水準が他産業に比べ低くおさえられています。厚生労働省の2021年度賃金構造基本統計調査によれば看護師と教員の所定内賃金を比較すると、看護師は教員より12万3,300円低い実態にあります。さらに介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で7万2,365円も低くなっています。医療・介護労働者の夜勤や新型コロナウイルス対応など、過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準になっているのが現実です。仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。それに関してはグラフを付けていますので御参照してください。私たち医療・介護・福祉労働者は、全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は、地域によって大変大きな格差が存在しており、納得できません。

新型コロナウイルスによるパンデミックから1年6ヶ月が経過しましたが、この間、医療労働者は、県民の命と健康を守るため、自らの感染リスクにも向き合い、強い行動制限も受け入れ、コロナ禍での医療経営悪化の影響により賃金を削減されながらも、責任感や使命感で何とか医療現場を支えてきました。しかし、いまだにコロナ禍の終息が見通せない中で、これだけ頑張り続けているのに、救えない命を目の当たりにしたとき、つい心が折れて医療現場を去ってしまう従事者が始まっています。コロナ禍が長引くことで、医療・介護事業所の経営も悪化し、そこで働く労働者の心身の疲弊も極限

に達している中、このような低賃金状態を放置したままでは、県民の要求に応える医療と看護、介護の提供は、到底困難と言わなければなりません。さらに医療・福祉産業に従事する労働者は、全国800万人超とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では3割以上が、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては9割が非正規雇用労働者です。補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減した非正規雇用労働者の暮らしを直撃しています。

人手不足を解消するためにも、賃金水準の引上げが求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。

会 長 　ただ今の御意見につきまして、委員の方は何か御質問はありますか。

委 員 　（質問なし）

会 長 　お疲れ様でございました。傍聴席にお戻りください。次の方を案内してください。

賃金室長 　それでは、引き続き最低賃金法第25条第5項に基づき関係者からの意見聴取を行います。お二人目は、鎌内 秀穂様でございます。

会 長 　それでは、御意見を伺います。最初に、お名前、所属団体等をおっしゃっていただき、その後に御意見を述べてください。なお、時間は10分以内でお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

陳 述 者

鎌内秀穂

宮城県労働組合総連合、宮城県労連事務局長 鎌内 秀穂です。中央最低賃金審議会は7月16日、2021年最低賃金について、全国「28円」の引上げ厚生労働相に答申しましたが、答申された目安額は私たちが求めてきた「時間額1,000円」には程遠い額であること、また地域格差も放置されたままであり、不十分であると考えます。

コロナは、一部の業種を除き、企業業績は激しく落ち込み、大幅

減益・赤字転落となる企業も増加しました。コロナ倒産やコロナ解雇も増加が続き、雇い止めや希望退職募集、冬のボーナス減額など、雇用環境ひいては国民・労働者の暮らしにも大きな影響をもたらしています。特に、非正規労働者・フリーランス・女性・若者に大打撃を与え、新自由主義経済政策がもたらした貧困と格差の拡大と日本経済社会の脆弱性が改めて浮き彫りになりました。最賃近傍の時給で働く労働者が、休業手当を支給されたとしても、法定どおり6割の休業手当では生活が成り立たない。さらに、シフトで働く非正規労働者は休業手当や休業支援金さえ得られない状況にもあり深刻な事態になっています。宮城県労連に寄せられている労働相談は、「コロナで休業になった。シフトが減り収入が激減し生活できない。」また、「休業補償が支払われない。受けても生活できない。」などの相談が寄せられています。こうした原因は、非正規労働者が従前から低い額での働き方を余儀なくされてきたことにあります。早期に賃金、処遇を改善する必要性が浮き彫りになっています。また、先日行った仙台ハローワーク前での物資配布、「コロナ禍での雇用、くらしアンケート」活動においては、「大手旅行代理店に勤めていたが、コロナで仕事がなくなり雇い止めになった。子育て中で、主人も病気、突然の解雇で生活が大変です。」「仕事を探しに来たが職が見つからない。」「飲食店で働いていたが、コロナで経営が悪化。店長は夜逃げして賃金が未払いになっている。」などの相談も寄せられました。コロナ禍を克服し、日本経済の回復のためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。このことは、経営者の皆さんの認識と一致することと思います。最低賃金の引上げは、コロナ禍での生活の確保、貧困をなくすこと、地域経済を守るためにも必要な経済対策です。

2020年の改定により、最も高い東京は1,013円、宮城県は825円、最低の7県は792円となっていますが、これでは毎日8時間働いても、月に11万から14万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。しかも、地域間格差が時間額で221円もあることが、地方から労働力が都市部へ流失し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済を疲弊させる大きな要因になっています。

全労連東北地方協議会が行った最低生計費試算調査では、単身25歳で月に22万円から24万円の収入が必要との結果です。月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円前後が必要との結果が示されました。この水準は、全労連に加盟する地方組織では、どこ

でもほぼ同水準であり、憲法 25 条の「健康で文化的な生活」をする上で、地域による大きな格差はないことが明らかとなりました。格差をなくすため「どこで働いても一律の最低賃金」、全国一律最低賃金制度を作ることが必要と考えます。

この間、自民党の「最賃一元化推進議員連盟」が、最賃引上げ・全国一律最低賃金を政策として打ち出していること。また、この間開かれた、政府の経済財政諮問会議では、地域の経済の振興の上で、地方創生とセットで最賃を引き上げることの必要性について民間議員が意見として出されています。

全労連のシンクタンクである労働運動総合研究所、通称労働総研が、2021 年 1 月 18 日に発表した提言によると、最低賃金 1,500 円への引上げは、国内生産を 26.7 兆円、169.5 万人分もの新たな雇用を生み出し、税収を 2.48 兆円増加させるとの試算を発表しており、最賃引上げによる賃金の底上げは、日本経済への波及効果をもたらす、経済と雇用を生み出すという結果が出されています。

日本の最低賃金制度は、諸外国に大きく見劣りする低水準に置かれています。日本の最低賃金は、OECD 加盟 37 か国中 25 位の低位の水準です。コロナ禍においても、アメリカは 15 ドルの最賃とすることを決断しています。人口減を食い止める点でも最賃引上げが必要と考えます。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、2050 年には日本の総人口は 1 億人を下回ることが予想されています。人手不足の中で、経済社会水準の維持を図るには、一人当たりの所得水準を高めることが必要との報告が出されており、このことは、コロナ前からの課題として指摘されているところです。まして、東北においては、人口減が著しく、宮城県も減少に歯止めがかかっていません。その一方で東京をはじめとする関東圏や、大阪、愛知などは、人口が増加しており、著しい格差が生じています。このことは、雇用と賃金に深くかかわっていると考えます。東京をはじめとした、関東圏の経済的発展だけでなく、宮城県の経済、広く東北の経済を立て直し、発展させていくこと、人口減少、人口流失、労働力の流失を防ぎ、格差是正をさせていくことが求められていると思います。本審議会におかれましても、この点での議論をお願いいたします。

今審議会には、経済財政諮問会議での「骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針 2021）」に基づき、最低賃金の引上げが積極的に打ち出されています。それを実行に移すためにも、中小企業への支援の強化は、とりわけ重要と考えます。最賃引上げのための中

小企業支援は、お隣の韓国は 9,800 億円、アメリカは 8,800 億円に対し、日本は 87 億円です。アメリカやフランスでは、大規模な中小企業支援を行って最低賃金を引き上げています。韓国では、30 人未満の中小企業に対し、過去 5 年間の平均引上げ率 7.4%を上回る人件費を直接支援をしております。

現局面の経済悪化は、コロナ禍以前からの賃金低下、消費税の引上げ、などによる個人消費の落ち込みなどが主な要因です。コロナ禍にあっても 2020 年度の税収は、過去最高となり、中でも法人税の伸びが顕著で大企業の内部留保も膨らみ続けており、それらを活用した公正な取引の実現と中小企業への支援を強化すれば、最低賃金の大幅な引上げや全国一律制度の確立は十分に可能であり、そのことがコロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済を作るベースになると考えます。現行の最賃引上げのための業務改善助成金の拡充、設備投資を要件としないこと、また社会保障を減免するなど、今年度から実施すべきと思います。本審議会においても、政府に対して実効ある中小企業支援を求める意見を挙げていただきたいと思います。

今審議会は、コロナ禍での労働者の暮らし、中小企業の経営の立て直し、がかかっていること、今後の日本の経済を左右する大事な審議と思っております。以上の点を申し上げさせていただきまして、意見陳述とさせていただきます。

会 長 　ただ今の御意見につきまして、委員の方は何か御質問はありますか。

委 員 　（質問なし）

会 長 　お疲れ様でございました。傍聴席にお戻りください。以上で、議題（3）「最低賃金法第 25 条に係る関係者からの意見聴取」を終了します。

それでは、議題（4）「宮城県特定最低賃金の適用労働者数等について」事務局から説明願います。

賃金室長 　私の方から説明させていただきます。資料番号 3 を御覧いただきたいと思います。これは、令和 3 年 3 月 25 日に開催いたしました昨年度第 4 回目の本審において委員の皆様にお渡ししているものと同じものです。議題の適用労働者数については、常に変動するものであ

りますが、例年、12月1日時点の数値を用いております。事務局では、最新の平成28年経済センサスをもとに、最低賃金に関する基礎調査等により、該当する特定最賃が明らかに適用されていない事業場や廃止事業場等を減らす等の方法で適用労働者数を精査しております。その適用労働者数である基幹労働者の把握方法ですが、最低賃金に関する実態調査結果に基づき、推計した当該特定最賃で適用除外となっている者を差引き算定しております。具体的には、年齢が18歳未満65歳以上の者、勤続期間が雇入れ3月未満であって技能習得中のもの、業務要件が清掃片付け等軽易な業務に該当する者の数を全労働者から除外するという方法を採用しております。その結果、鉄鋼業は、適用事業場数が16事業場、適用労働者数が1,780人となります。電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業は、適用事業場数が276事業場、適用労働者数が1万5,623人となっております。自動車小売業は、適用事業場数が957事業場、適用労働者数は、8,320人となります。以上でございます。

会 長 　　ただ今の事務局の説明について、御質問はございますか。

委 員 　　（意見・質問等なし）

会 長 　　ないようですので、次に議題（5）「宮城県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）」に、移ります。事務局より、申出から諮問に至る経緯等について説明願います。

賃金室長 　　御説明させていただきます。資料番号4を御覧いただきたいと思っております。特定最賃につきましては、労使いずれかから特定最賃の新設、改正等の申出があり、その必要性の有無について審議会で審議し、全会一致で必要性ありと決議された場合に、金額審議に入ることとなっております。

　　現在、宮城県には、鉄鋼業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、自動車小売業の3つの特定最賃があります。本年3月9日に、それぞれの産業の労働組合から、改正の申出を行う旨の意思表示がなされ、資料番号4の令和3年度宮城県特定最低賃金改正の申出状況のとおり、去る7月12日に、それぞれの労働組合から宮城労働局長に対し改正の申出がございました。鉄鋼業は、労働協約による申出、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業と自動車小売業

は、公正競争ケースによる申出となります。

特定最賃の決定等に係る申出要件については、昭和 61 年 2 月 14 日の中央最低賃金審議会答申の運用方針に規定されています。労働協約ケースにおける要件は、一定地域における同種の基幹労働者のおおむね 3 分の 1 以上の者が最低賃金に関する労働協約の適用を受けており、かつ、当該労働協約の当事者である労働組合または使用者の全部の合意による申出であることとなっております。公正競争ケースにおける要件は、当該最低賃金の適用を受ける労働者の 3 分の 1 以上の同意があり、その全部または一部を代表する者による申出であることとなっております。

申出書を精査した結果でございますが、会議資料番号 4 にありますとおり、鉄鋼業は、適用労働者数 1,780 人の 42.6% に当たる 758 人が最低賃金に関する労働協約の適用を受けており、かつ、そのすべての労働組合の合意による申出となっております。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業は、適用労働者数 1 万 5,623 人に対し、その 47.8% に当たる 7,460 人が、その申出に合意しております。

自動車小売業は、適用労働者数 8,320 人の 51.6% に当たる 4,296 人が、その申出に合意しております。

以上、すべて 3 分の 1 を上回っており、3 つの業種とも申出の数的要件を具備しておりますことを報告いたします。

会 長 　ただ今の説明に関しまして、質問等ございませんか。

委 員 　（意見・質問等なし）

会 長 　それでは、諮問を受けることといたします。

労働局長 　それでは宮城県特定最低賃金の改正決定諮問につきまして、御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

会 長 　事務局から、諮問文を読み上げてください。

指 導 官 　読み上げます。

宮労発基 0 7 2 0 第 1 号、令和 3 年 7 月 2 0 日。宮城地方最低賃金審議会、会長 工藤 農 殿。宮城労働局長 毛利 正。宮城県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）、令和 3

年7月12日付けをもって、申出代表者基幹労連宮城県本部委員長青田浩一から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添（略）のとおり宮城県鉄鋼業最低賃金（平成6年宮城労働基準局最低賃金公示第2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

宮労発基0720第1号、令和3年7月20日。宮城地方最低賃金審議会、会長 工藤 農 殿。宮城労働局長、毛利 正。宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。令和3年7月12日付けをもって、申出代表者電機連合宮城地方協議会議長佐藤斉、JAM南東北宮城県連絡会会長佐藤俊晴から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添（略）のとおり宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

宮労発基0720第1号、令和3年7月20日。宮城地方最低賃金審議会、会長工藤 農 殿。宮城労働局長 毛利 正。宮城県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。令和3年7月12日付けをもって、申出代表者自動車総連宮城地方協議会議長伊藤貢から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添（略）のとおり宮城県自動車小売業最低賃金（平成6年宮城労働基準局最低賃金公示第3号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上となります。

会 長 特定最低賃金決定等の必要性の有無に係る審議につきましては、先般開催された第1回審議会において、「従来どおり本審で一括審議を行うこと」が確認されておりますので、地域最低賃金の審議状況にもよりますが、実質的な審議は8月下旬開催予定の本審で行うこととします。次に議題（6）「宮城県特定最低賃金関係労使の意見聴取について」に、移ります。事務局より説明願います。

賃金室長 事務局から説明いたします。特定最低賃金決定等の必要性の有無に係る審議にあたり、特定最低賃金関係労使から意見聴取を行うことを提案いたします。意見聴取の方法ですが、去る7月12日に、それぞれの労働組合から宮城労働局長に対し改正の申出がありました。まず、それぞれの申出人から改正の必要性の趣旨等について意見申述をいただき、その後、関係労使等からの意見があれば、意見陳述等をお願いしたいと思います。関係労使に対しては、労働者代表委員、及び、使用者代表委員を通じて事前にその旨調整済みであり、本日意見陳述予定者には待機いただいておりますことを申し添えます。

会 長 ただいまの事務局からの説明に関し、ご質問等がありますか。
事務局提案のとおり、宮城県特定最低賃金関係労使の意見聴取を行うことで、よろしいですか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは、宮城県特定最低賃金関係労使の意見聴取を行うことといたします。はじめに、それぞれの申出人から意見陳述をお願いいたします。最初に、お名前、所属団体等をおっしゃっていただき、その後、御意見を述べてください。なお、時間は10分以内でお願いしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

申出人
伊藤 貢 氏名は、伊藤 貢といたします。所属は自動車総連宮城地方協議会。私からは申出の趣旨説明ということで、ポイントを3点に渡ってお話しさせていただきます。

1つ目は自動車産業の付加価値の生産性ということであり、自動車産業で働く540万人は、就業人口の約1割を占めており、国内主要産業として高い付加価値生産性を生み続けており、日本経済、地域経済に対して大きな貢献を果たしています。高い付加価値生産性に見合った特定最低賃金を設定しなければ、公正な競争環境が確保できない、というふうに考えております。営業職においては電動化や自動運転などの今までに無い機能をお客様に伝える知識に加え、新型コロナウイルス感染防止対策など業務負荷は高くなっているということでもあります。

2つ目ですけれども、自動車産業の魅力向上ということ。人

材の確保、流出防止が喫緊の課題ということになっております。産業の生み出している付加価値、仕事の質、内容に相応しい水準の特定最低賃金を確立しなければならず、アルバイトなどの募集賃金に代表される地域別最低賃金と同程度の水準では、自動車の販売、サービス、整備（国家資格）といった高付加価値業務を担う人材の確保もままならないというふうに考えております。メカニックの業務内容を車体の製造に置き換えますと組立や品質保証、不具合解析など製造現場では多能工であり、今後も優秀な人材を確保し続けなければならないと思います。産業の魅力向上の観点では特定最賃の優位性により、産業の魅力と人材確保につながるというふうに考えております。

最後に3つ目ですけれども、自動車産業の底上げ・底支え、格差是正であります。労使交渉の手段を持たない中小・零細企業や非正規労働者を含めた自動車小売業全体の賃金の底上げを図ることを狙いにしております。自社のみならず、特定最賃の波及によって、働く仲間の賃金の底上げにつながるということでもあります。産業の魅力を高め、このコロナ禍において人材を確保する観点や、労使の社会的使命として非正規労働者の処遇改善を図る観点から企業内最低賃金協定の締結、引き上げの取り組みを一層強化し、その成果を特定最低賃金に波及させ、自動車小売業全体の賃金の底上げ・格差是正を図る、といったことを狙いとして、今回改正の申出というふうにさせていただきました。

申出人
安相有恭

所属は、基幹労連宮城県本部。安相有恭です。

それでは、宮城県鉄鋼業特定最低賃金に関する改定について、意見を述べさせていただきます。宮城県内の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響により働く者にとって厳しい状況が続いています。とりわけ非正規で働く労働者にとっては、生活の安心と安定を支えるセーフティネットとして、地域別最低賃金はもとより、特定最低賃金制度の重要性が今まで以上に増していると言えます。

宮城県鉄鋼業特定最低賃金改正の取り組みは、労使交渉を補完・代替する機能を有しており、それによって基幹的労働者の最低賃金を形成することで、事業の公正な競争の確保に寄与しています。しかしながら、現状の宮城県鉄鋼業特定最低賃金は925円であり、今年度の金額改正の申出に添付している最も低い労働協約は1,049円であることから、組織労働者との格差を改善していく必要があると考えます。

宮城県内の基幹産業の中核である鉄鋼業で働く職場労働者は、暑さや粉じん発生を伴う現場や大型の機械を扱う現場など、厳しい労働環境の中で作業をしています。また、一人前になるまでには一定の年数を要するような高度な技術・技能が必要であり、特定最低賃金の要件たる基幹的労働者として、一般的な労働者に比べて必然的に相応のプレミアムが必須となります。少子高齢化や生産年齢人口の減少が続く中、産業・企業の存続、発展には優秀な人材の確保・定着が不可欠であり、そのためにも魅力ある労働条件によって若者が宮城県鉄鋼業に就職したいと思う環境整備が必要です。

本県は県内のみならず、大都市圏を中心とする人材流出や他産業との人材獲得競争下にもある中で、大都市圏（東京都）の地域別最低賃金である 1,013 円にも届いておらず、また他産業に対する優位性を担保することで、人材の流出防止や格差是正を図るためにも特定最低賃金の取り組みは重要です。

そうした実情に鑑み、今年の宮城県鉄鋼業特定最低賃金に関する改定については、県内鉄鋼業の実態を十分に考慮するとともに特定最低賃金の意義・役割等を踏まえた関係労使による自主性を発揮した議論展開となるよう求めます。

申出人
釜石行雄

電機連合宮城地方協議会の釜石です。電気機械器具製造業の改正申出につきまして、私の方から述べさせていただきます。宮城県特定産業別最低賃金は、「公正な賃金決定の促進による労働条件の向上」を目的として、「労使交渉の補完・代替」の役割を担い、また、「事業の公正競争の確保」により、サプライチェーンを含めた産業全体の健全かつ持続的な成長に向けた重要な役割も担っております。

電機連合は、毎年総合労働条件改善闘争（春闘）において、企業内のミニマム基準の底上げと未組織労働者を含めた電機産業で働くすべての労働者の賃金の底上げ・公正処遇確立に向け最低賃金の引き上げに取り組んでいます。2021年闘争においても、多くの加盟組合において産業別最低賃金（18歳見合い）の500円引き上げを実現でき、産業別最低賃金（18歳見合い）は、「164,500円」となりました。

特定（産業別）最低賃金は、都道府県内すべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは、異なり、年齢や業務・作業を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金です。従って、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠

です。

電機産業の従業員数は、全国平均で製造業の約 15%となり、20 県が製造業の従業員数の 2 割以上を占め、また、生産額をみると製造業に占める「電気機械」の割合が 2 割以上の地域は、47 都道府県のうち 13 地域となり 3 割近くを占めています。電機産業は、わが国における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても他産業と比較して極めてウエイトが高く、各地方経済における重要な役割を担っています。

新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに社会のデジタル化に対する期待が高まると予測され、また、第 4 次産業革命と呼ばれる IoT やビッグデータ、ロボット、人工知能 (AI) などの急速な発展を受けて、ものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、新たな価値を生み出していくことが期待されています。

今後の経済成長・社会への貢献と新たな雇用創出に寄与することが期待される電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保や、ほか産業別最低賃金の格差是正の面からも金額改正が必要と思います。

会 長 　ただ今それぞれの申出人からの意見陳述いただきましたが、委員の方から何か御質問はありますか。

委 員 　（質問なし）

会 長 　次に関係使用者からの意見陳述をお願いいたします。申出人と同じく、最初に、お名前、所属等をおっしゃっていただき、その後に御意見を述べてください。なお、時間は 10 分以内でお願いしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

成田委員 　使用者側の方は特にございません。

会 長 　次に議題 (6)「その他」ですが、事務局から何かありますか。

賃金室長 　2 点ございます。

1 点目は、会議資料の説明になります。資料 5 をご覧ください。こちらは、2021 年 7 月 7 日付けで提出がありました宮城県春闘共同会議 代表幹事 高橋正行様、同じく代表幹事 中山修様、同じく代表幹事 渡辺孝之様からの「最低賃金の引上げに係る要請書」

でございます。

次に資料 6 をご覧ください。こちらは 2021 年 7 月 13 日に宮城県春闘共闘会議様より頂戴いたしました「宮城地方の最低賃金を直ちに 1,000 円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める請願署名」でございまして、741 筆の署名を受け取りました。

次に資料 7 をご覧ください。こちらは令和 3 年 7 月 16 日に一般社団法人宮城県タクシー協会様より頂戴しました「宮城県最低賃金の改正について(要請)」でございます。コロナ禍の中、タクシー事業を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いており、タクシー業界の実情にご理解いただき、地域別最低賃金額の改定を答申されるに当たって、慎重に審議を賜りたいとの要請となっております。以上でございます。

続きまして参考資料の説明をいたします。参考資料 1 及び 2 は、今年の中央最低賃金審議会目安に関する小委員会第 1 回の際に委員に対して配付された資料及び参考資料でございます。資料 1 は、経済指標、雇用の状況、賃上げ受結状況、消費者物価指数等が、全国または都道府県毎の単位で記載されております。資料 2 は、最低賃金に関する先行研究・統計データの整理です。各自ご確認いただくこととし説明は省略させていただきます。参考資料 3 以下は事務局で収集した情報でございますが、こちらも各自ご確認いただくこととし説明は省略させていただきます。資料の説明は以上となります。

2 点目は、宮城県最低賃金専門部会における審議予定と本審の日程についての提案をさせていただきます。最低賃金の改正発効日は、全国的に平成 18 年当時に定着しました 10 月 1 日の発効を目指す都道府県が多いところ、宮城労働局におきましては、平成 18 年以降 10 月 1 日の改正発効がありませんでしたが、ここ最近 4 年連続で 10 月 1 日に発効することとなりました。10 月 1 日というのは、労働者福祉の観点及び事業主の円滑な賃金改正に資するためにも意義のあるものであり、事務局としましては引き続き 10 月 1 日の発効を想定して、専門部会の審議日程及び審議場所の確保をいたしております。金額審議のための専門部会の開催としては、本日のこの後に 1 回目、その後、7 月 29 日(木)から 8 月 5 日(木)までを確保しております。それ以降の日も確保していますが、10 月 1 日発効のためには、8 月 5 日(木)までに答申をいただく必要がございます。第 3 回目の本審の日程については、専門部会の審議状況によりますが、仮に 8 月 5 日(木)までに全会一致での結論が得られた場合には、8 月 23 日(月)の午前に第 3 回本審を開催し、特定最

低賃金改正の必要性の審議等を行いたいと思います。また、8月5日(木)午前の専門部会までに結審したが、全会一致に至らなかった場合は、8月5日(木)の午後1時30分に3回本審を開催し、採決により答申をいただきたいと考えておりますので、何卒日程の確保をお願いいたします。またその場合は、第4回本審を8月23日(月)の午前に開催したく考えております。いずれの場合にも、改正された最低賃金は、10月1日の発効となります。あくまで、専門部会の審議状況によるものですが、8月6日もしくはそれ以降の結審となる場合は、すみやかに本審開催日の変更を連絡させていただきますのでご了承願います。審議日程が立て込んでおりますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。事務局からは、以上でございます。

会 長 ただいまの専門部会の審議日程と第3回目以降の本審の日程説明がありましたが、これについて御質問等はございませんでしょうか。

委 員 (異議なし)

会 長 なければ、今後の本審の開催日について確認します。専門部会は8月5日(木)まで全会一致で結審した場合は、8月23日(月)の午前に第3回本審を開催します。専門部会で8月5日(木)までに結審したが全会一致に至らなかった場合には、第3回本審を8月5日(木)の午後1時30分を開催し、第4回本審を8月23日(月)の午前に開催することいたします。専門部会の結審が8月6日(金)以降になった場合は、事務局は、すみやかに第3回本審の日程を調整し、委員に通知するようお願いいたします。本日の審議会はこれで終了といたします。

(閉会)